

香川労働局発表
平成26年5月29日

香川労働局 雇用均等室
室長 寺西 健二
地方育児・介護休業指導官 森長 由紀子
電話 087-811-8924
夜間 087-811-8928
<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

男性も女性も活躍できる職場づくりを！ ～ 6月は男女雇用機会均等月間です！～

1 第29回男女雇用機会均等月間について（資料1）

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女の均等な取扱いについて、労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。

第29回目の本年は、次のテーマと目標を掲げ、月間を実施する。

【テーマ】 踏み出そう ポジティブ・アクション！

～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

香川労働局においては、月間中に事業主を対象とした説明会、事業所訪問等での集中的な周知啓発を行うとともに、関係機関・団体に対しても周知啓発について協力を依頼する。

2 雇用均等行政説明会の開催について（資料2、3）

男女雇用機会均等法の省令・指針が改正され、平成25年12月24日に公布、本年7月1日より施行される。

そこで、香川労働局では、均等法及び改正省令・指針を周知するために、本月間中に以下のとおり説明会を実施する。

【雇用均等行政説明会】

日 時：平成26年6月17日（火）18日（水）13：30～15：30

場 所：高松サンポート合同庁舎 アイホール

内 容：男女雇用機会均等法施行規則等の改正について
ポジティブ・アクションの取組について ほか

費 用：無料

対 象：事業主、企業の人事・労務担当者など

定 員：各日100名（申込先着順）

参加方法：直接雇用均等室に申込み（TELまたはFAX）6月6日（金）締切

3 平成25年度男女雇用機会均等法の施行状況について(資料4、5)

(1) 相談

平成25年度の男女雇用機会均等法に関する相談は204件で、前年度(228件)に比べて約1割減少した。相談者の内訳を見ると、女性労働者が57.3%と最も高く、次いでその他(労働者の親族、同僚等)が27.0%となっている。

相談内容では、セクシュアルハラスメントに関するものが59.8%と最も高くなっている。

●セクハラ相談件数(過去5年間)

	H21	H22	H23	H24	H25
全体	345	281	207	228	204
セクシュアルハラスメント	190	184	140	133	122
割合	55.1%	65.5%	67.6%	58.3%	59.8%

●相談事例

- ・女性派遣社員が、男性社員から、社内メールで食事に誘ってきたり、自宅の近くまで来るなどのセクシュアルハラスメントを受けたことについて均等室に匿名で相談。
→(対応)拒絶の意思表示をすること、派遣先・派遣元双方にセクシュアルハラスメント対策の義務があるため、社内に設置されている相談窓口にご相談するようアドバイス。
- ・女性社員が事業主よりマッサージと称し、膝をさわる、胸を揉むなどのセクシュアルハラスメントを受けたため、事業主の配偶者(経理担当)に相談したところ、「そんなことはあるはずがない」と取り合ってもらえずに退職した。その後均等室に相談。
→(対応)相談者が退職しなかったらもらえたであろう賃金補償を求めていたことから、事業主にその旨を伝えた上で、事業主が拒めば紛争解決援助制度を申請するようアドバイス。制度申請前に話し合い、和解成立。
- ・同僚の男性社員から、性的体験談等の性的な内容の発言をされたため、上司に報告したがきちんとした対応をしてもらえなかったため、均等室に相談。
→(対応)相談者が、相談があったことを伏せて会社に対してセクシュアルハラスメント対策の指導を希望したため、事業主に対して均等法第29条に基づく行政指導を実施。

(2) 労働局長の紛争解決援助

労使間の紛争を解決するための労働局長による援助を行った件数は2件で、内容は募集・採用に関するものが1件と妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが1件であり、いずれも援助の結果、紛争の解決に至った。

(3) 行政指導

県内の114事業所の雇用管理の実態を調査し、法違反のあった92事業所に対し247件の助言を行った。

助言内容は、セクシュアルハラスメント防止対策に関するものが64.0%となっており、本年3月末までに是正された。

また、均等法違反はないものの、男女労働者間に配置や昇進等について事実上の格差が認められる事業所に対しては、女性の採用拡大や職域拡大、管理職登用にに向けたポジティブ・アクションに取り組むよう助言(159件)を行った。

添付資料

(資料1) 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

(資料2) 雇用均等行政説明会のご案内

(資料3) 間接差別の対象範囲が拡大します

(資料4) 男女雇用機会均等法の施行状況(平成25年度)

(資料5) 労働者向けリーフレット「悩んでいませんか?職場でのセクシュアルハラスメント」